

# 収入保険等の実施状況について

---

令和4年12月  
農林水産省

# 目次

---

○ 収入保険の実施状況	1
○ その他のセーフティネット対策の実施状況	
▪ 農業共済	11
▪ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	13
▪ 野菜価格安定制度	14
○ 農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の状況と課題	15
○ 農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の取組方向	17

# 収入保険の実施状況

---

# 収入保険（導入経緯）

## （収入保険導入以前は補償対象が限定的）

- 既存のセーフティネット対策は、特定の品目に対象が限定されている上、補償の対象となるリスクも限定されており、農業者の自由な経営判断に基づく営農活動を十分に支えることが困難

## （令和元年から制度実施）

- こうした問題を解決するため、収入保険の導入の検討を開始。制度設計に当たっては、平成26年から事業化調査を行い、平成29年に法制化  
その後、必要な準備、周知を経た上で、令和元年（平成31年）から制度を実施

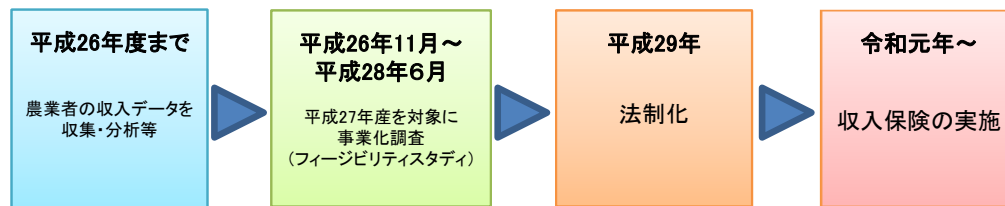
## （品目にとらわれずあらゆるリスクに対応）

- 収入保険は、農業者ごとの収入全体を捉えて補償することで、品目の枠にとらわれずに、自然災害に限らず農業者の経営努力では避けられないあらゆるリスクに対する総合的な補償を実現

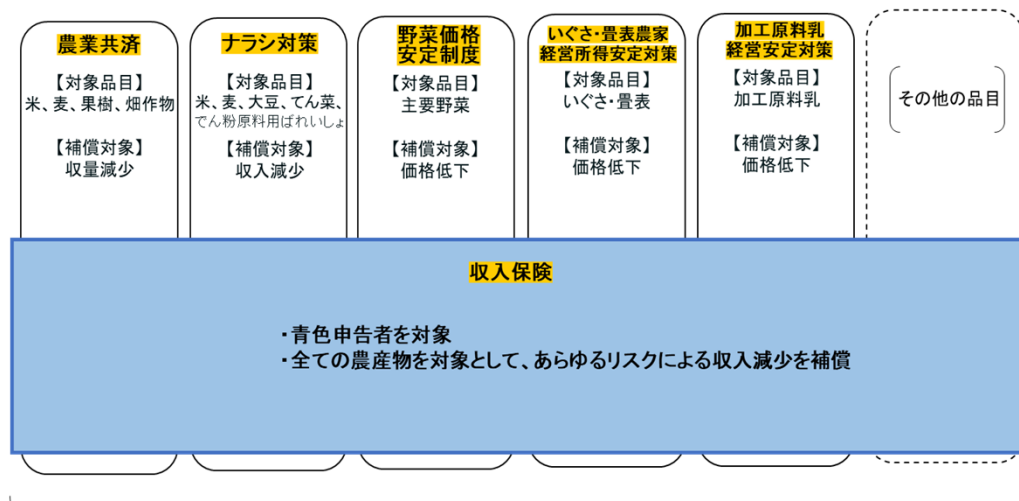
## （他のセーフティネット対策と選択制）

- 収入保険と他のセーフティネット対策は、収量減少や価格下落に対して補填を行うという同様の機能を有すること等から、農業保険法において、いずれかの制度を選んで加入することを規定

## 【収入保険の導入までのスケジュール】



## 【収入保険のカバー範囲（イメージ）】



収入保険と他のセーフティネット対策とは、**選択して加入**

# 収入保険（仕組み）

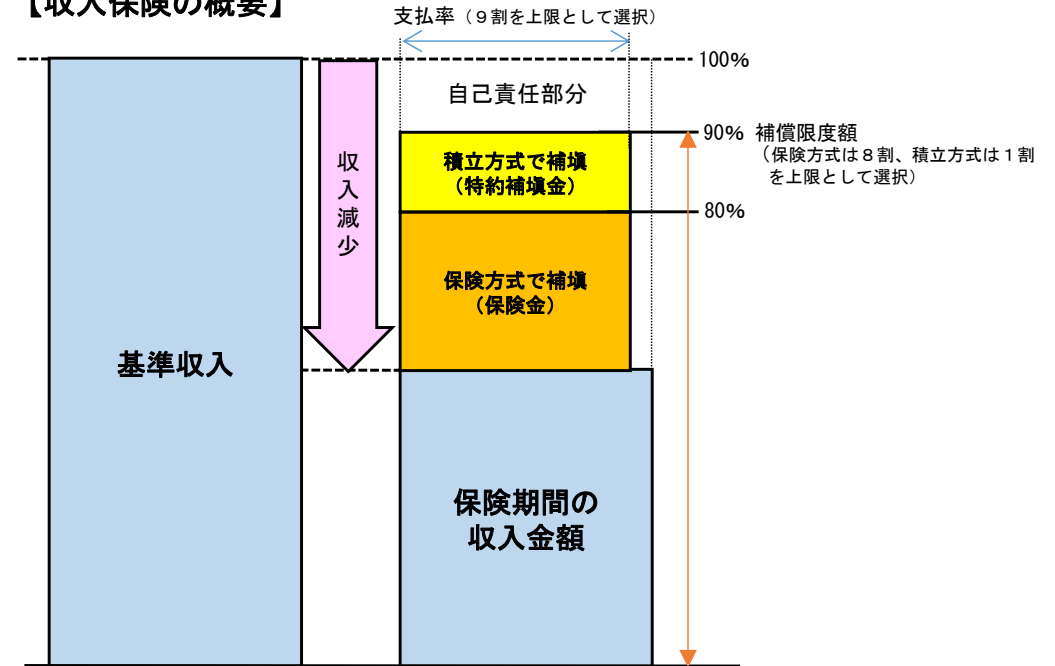
## （保険の仕組みを基本として構築）

- 収入保険は、予期せぬリスクによる損害に備えて多数の者が掛金を出し合い、その資金によって事故が発生した者が補填を得られるという**保険の仕組みを基本として構築**  
保険の原則にのっとり、加入者が負担する**保険料**と支払われる**保険金**とが**均衡**するよう設計  
掛捨てである保険を補完するものとして、**積立**を併せて措置（保険料は農業者：国が1：1の割合で、積立金は農業者：国が1：3の割合で拠出）

## （具体的な補填方法）

- 保険期間の収入が、個々の農業者の収入金額に基づき算定される**基準収入の9割（補償限度額）**を下回った場合に、**下回った額の9割（支払率）**を上限として**保険方式と積立方式の組み合わせ**で補填

## 【収入保険の概要】



（注）5年以上の青色申告実績がある者の場合

- 基準収入：過去5年間の平均収入（5中5）を基本に、規模拡大など、保険期間の営農計画も考慮して設定
- 補償限度額：経営努力をしなくても過去5年間の平均収入等まで補填されるとのモラルハザードを防止するため、9割を上限
- 支払率：収入減少を少しでも抑えよとのインセンティブを与えるため、9割を上限
- 加入者の掛金等
  - ・保険料：保険金補償金額の1.179%（国庫補助50%後）
  - ・特約補填金：特約補填金補償金額の25%（国庫補助75%後）
  - ・付加保険料（事務費）：新規加入者は4,500円＋補償金額総額1万円当たり22円  
継続加入者は3,200円＋補償金額総額1万円当たり22円

# 収入保険（青色申告の活用）

## （収入把握の正確性が制度の肝）

- 他のセーフティネット対策では、地域データを用いて補償するところ、収入保険は、個々の農業者の収入金額そのものを用いて、個々の収入減少を国費を投入して補填する他産業にはない制度  
このため、収入把握の正確性が国民の理解を得るために重要な肝

## （信頼度の高い青色申告を活用）

- 青色申告では、簡易な記帳であっても日々の残高の記帳義務があり、在庫と帳簿を照合できるため、把握される収入金額の正確性に高い信頼度  
このため、農業保険法において、対象を青色申告を行う農業者と特定  
また、平均的な収入を適切に把握する観点から、保険開始に当たっては、少なくとも2年分の青色申告実績を要件  
一方、青色申告3年目からの加入となることについて、加入に時間がかかるとの指摘も存在

## 【青色申告と白色申告の記帳義務等の主な違い】

区分		青色申告		白色申告		
		正規の簿記	簡易な記帳			
記帳・記録	作成帳簿	仕訳帳	○	×	×	
		総勘定元帳	○	×	×	
		資産・負債	現金出納帳	○	○	×
			売掛帳	○	○	×
			買掛帳	○	○	×
			固定資産台帳	○	○	×
		損益	売上帳	○	○	○
			経費帳	○	○	○
			農産物受払帳	○	○	○
		申告書添付書類	損益計算書	○	○	○
貸借対照表	○		×	×		

（注）○は記帳・記録の義務があることを示す。

## 【青色申告を行う農業者数】

<令和2年・3年・4年> (万経営体)

	令和2年	令和3年	令和4年
青色申告者数	35.3 (32.8%)	35.5 (34.5%)	34.2 (35.1%)
(参考) 農業経営体数	107.6	103.1	97.5

（注1）令和2年：2020年農林業センサス（正規の簿記と簡易な記帳の合計）

令和3年、令和4年：農業構造動態調査（正規の簿記と簡易な記帳の合計）

（注2）（ ）は農業経営体数に対する割合

# 収入保険（加入状況）

## （加入者数は7.8万経営体まで増加）

- 制度開始以降、年々農業者の関心も高まる中で、加入者数は増加し、令和4年の収入保険には7.8万経営体が加入

## （都道府県ごとに加入割合に濃淡）

- 収入保険への加入状況は、都道府県ごとに濃淡がある状況

## （積立金負担が加入に影響）

- 一方、積立金の負担が大きいとして、加入を躊躇するケースも存在

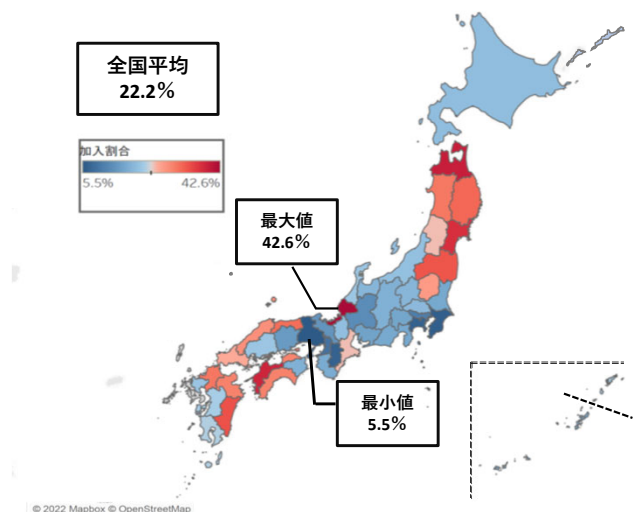
## 【個人、法人別の加入状況】

（経営体）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
加入者数	22,812	36,142	59,084	78,420
個人	20,302	31,770	52,549	70,519
法人	2,510	4,372	6,535	7,901

（注）令和4年9月末時点。令和4年の法人数については、事業年度開始月が11月以降のものが今後加わる見込み

## 【都道府県別の令和4年の加入状況（青色申告に対する割合）】



## 【加入者の負担額（基準収入1,000万円の農業者のケース）】

保険料	積立金	付加保険料（事務費）	合計
8.5万円	22.5万円	2.2万円	33.2万円

（注1）補償限度90%（保険80%+積立10%）、支払率90%を選択した場合

（注2）保険料は令和5年からの保険料率を適用した額

# 収入保険（支払状況）

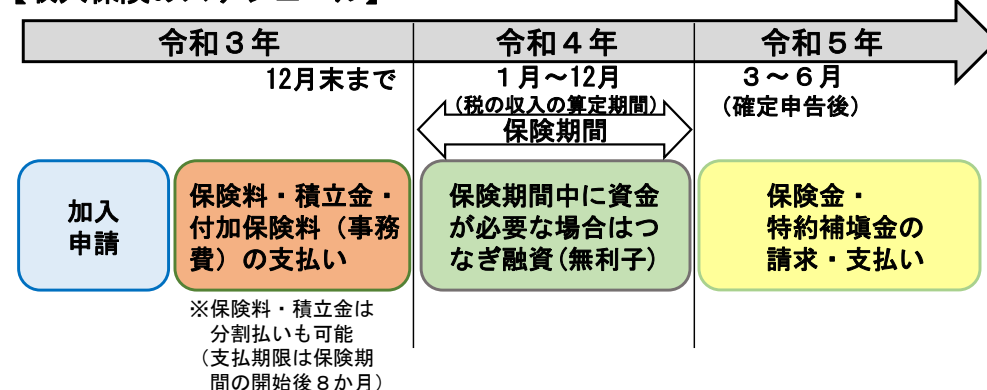
## （加入者の約3～5割が保険金等を受給）

- 制度開始以降、1年目（令和元年）は加入者の約3割、総額169億円、2年目（令和2年）は約4割、総額350億円、3年目（令和3年）は約5割、総額687億円の保険金等を支払い

## （無利子のつなぎ融資を実施）

- 保険金等の支払いは確定申告後に行われるが、保険期間中に大きな損害が発生し、資金が必要な場合は、事実上の保険金等の前払いとなる無利子のつなぎ融資を実施

## 【収入保険のスケジュール】



（注）令和4年の収入保険（個人の加入者の場合）のイメージ

## 【保険金等の支払状況】

（金額：億円）

	令和元年		令和2年		令和3年	
	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額
保険金等	6,879 (30.2%)	168.6	13,616 (37.7%)	350.3	29,949 (50.7%)	687.0
保険金	3,864 (16.9%)	84.9	7,727 (21.4%)	175.3	18,700 (31.6%)	322.2
特約補填金	6,763 (30.4%)	83.7	13,445 (38.0%)	175.0	29,664 (51.1%)	364.8

（注）（ ）は加入者数に対する割合

## 【つなぎ融資の実施状況】

（金額：億円）

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
経営体数	794 (3.5%)	1,640 (4.5%)	3,867 (6.5%)	675 (0.9%)
金額	38.4	76.5	152.0	24.6

（注）（ ）は加入者数に対する割合



# 収入保険（加入者に対するアンケート①）

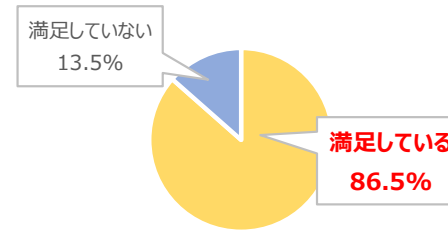
## （補償内容や基準収入について概ね満足）

- 実施主体（全国農業共済組合連合会）が行った収入保険の加入者に対するアンケートによると、収入保険の補償内容や基準収入の設定方法について約9割が満足していると回答

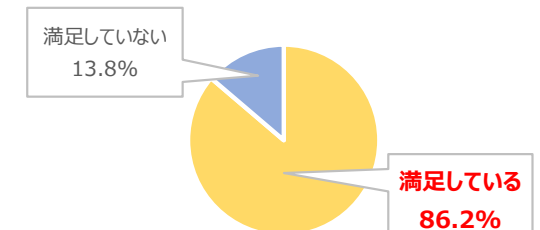
## 【加入者に対するアンケート（全国農業共済組合連合会が実施）】

全国農業共済組合連合会が、令和元年加入者に「農業経営収入保険：お客様満足度アンケート調査（令和2年10月）」を実施（調査対象：3,500経営体、回答率：42.8%）

### 〔補償内容について〕



### 〔基準収入の設定方法について〕



### ＜回答した者の主な理由＞

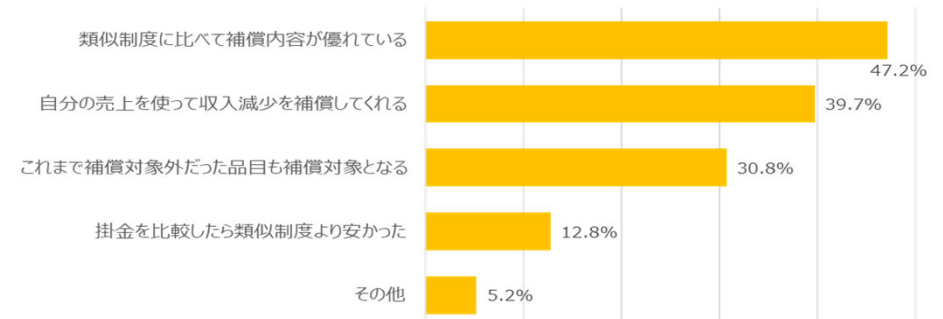
満足している	満足していない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者が補償内容を選択できる</li> <li>・経営形態により選択できる</li> <li>・保険料の負担を考慮して選択できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑すぎる</li> <li>・補償限度を上げてほしい</li> <li>・支払率の上限を上げてほしい</li> </ul>

満足している	満足していない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農計画が考慮されている</li> <li>・青色申告の過去の平均収入を基本としているため客観的である</li> <li>・規模拡大特例、収入上昇特例を設けている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑で分かりづらい</li> <li>・5年のうちの最大と最小を抜いた平均にしてほしい</li> <li>・経費を加味してほしい</li> <li>・収入がほとんど無くなる災害があった場合、基準収入の算定に含めないでほしい</li> </ul>

## （補償内容を評価して他制度から移行）

- また、他のセーフティネット対策からの移行理由として多かったものは、補償内容が優れている、自分の売上を使って収入減少を補償してくれる、これまで補償対象外だった品目も補償対象となる等との回答

## （他のセーフティネット対策から収入保険へ移行した理由）



### ＜他のセーフティネット対策に比べて補償内容が優れている主な具体例＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業収入全体が補償される</li> <li>・市場価格の変動や取引先の倒産にも対応できる</li> <li>・ケガや病気による収入減少も補償</li> </ul>
---

### ＜その他の理由の主なもの＞

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の制度であり、関係機関のすすめがあった</li> <li>・経営にとって問題なのは収穫量ではなく収入だから</li> <li>・青色申告での保険なので分かりやすい</li> </ul>
---

# 収入保険（加入者に対するアンケート②）

## （加入者から改善を求める声）

- 他方、収入保険の加入者からは、以下のような改善を求める声
  - ・ 加入手続を簡単にしてほしい
  - ・ 掛捨ての保険料を引き下げてほしい
  - ・ 積立金が高い
  - ・ 付加保険料（事務費）が高いので安くしてほしい
  - ・ 収入がほとんど無くなる災害が起きた年については、今後の基準収入の算定の際に配慮してほしい

## 【加入者に対するアンケート（全国農業共済組合連合会が実施）】

全国農業共済組合連合会が、令和元年加入者に「農業経営収入保険：お客様満足度アンケート調査（令和2年10月）」を実施（調査対象：3,500経営体、回答率：42.8%）

### 〔 収入保険について改善して欲しいこと 〕

- ・ 加入手続を簡単にしてほしい
- ・ タブレットでの加入手続をスムーズにできるよう改善してほしい
- ・ まだ始まったばかりの制度なので、その都度、改善して欲しい
- ・ 収入保険をまだ知らない人が多いようなので広く周知してほしい
- ・ 類似制度との重複加入を認めてほしい
- ・ 掛捨ての保険料を下げてほしい
- ・ 積立金が高い
- ・ 付加保険料（事務費）が高いので安くしてほしい
- ・ 収入がほとんど無くなる災害が起きた年も、今後の平均に使われるとのことだが、予定の基準収入に近づけるように配慮願いたい など

# 収入保険（これまでの改善①）

## （加入者の負担軽減等のため随時改善）

- 加入者の負担軽減等の観点から、制度開始後も随時改善を実施

### ＜加入手続の利便性向上、事務費負担の軽減＞

- ① 加入等の手続について、いつでもどこでも行えるよう、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を用いて、インターネットでの申請を開始  
また、継続加入者の加入手続を簡便にするため、自動継続特約を新設  
これらを利用した場合に、付加保険料（事務費）を割引（令和4年～）

- ② 付加保険料（事務費）について、負担軽減を図るため、付加保険料（事務費）が15万円を超える場合の大口割引を導入（令和3年～）

### 【自動継続特約】

次回以降の保険期間について、加入者から解除の意思表示がない限り、契約更新の申込みがあったものとして取り扱う特約（毎年の加入手続が不要）

### 【インターネット申請等を利用した場合の付加保険料（事務費）の割引】

インターネット申請を利用した場合	新規加入者	4,500円割引
	継続加入者	2,200円割引
自動継続特約を利用した場合	継続加入者	1,000円割引

### 【付加保険料（事務費）の大口割引】

- ①加入者の付加保険料（事務費）が15万円～30万円の場合、15万円を超えた額の30%を割引
- ②加入者の付加保険料（事務費）が30万円を超える場合、①の割引に加えて、30万円を超えた額の70%を割引

# 収入保険（これまでの改善②）

## <保険料負担の軽減>

- ③ 補償の範囲について、補償限度額の上限や支払率を調整することに加え、補償限度額の下限も調整できることとするにより、**保険料の安いタイプを創設**（令和2年～）

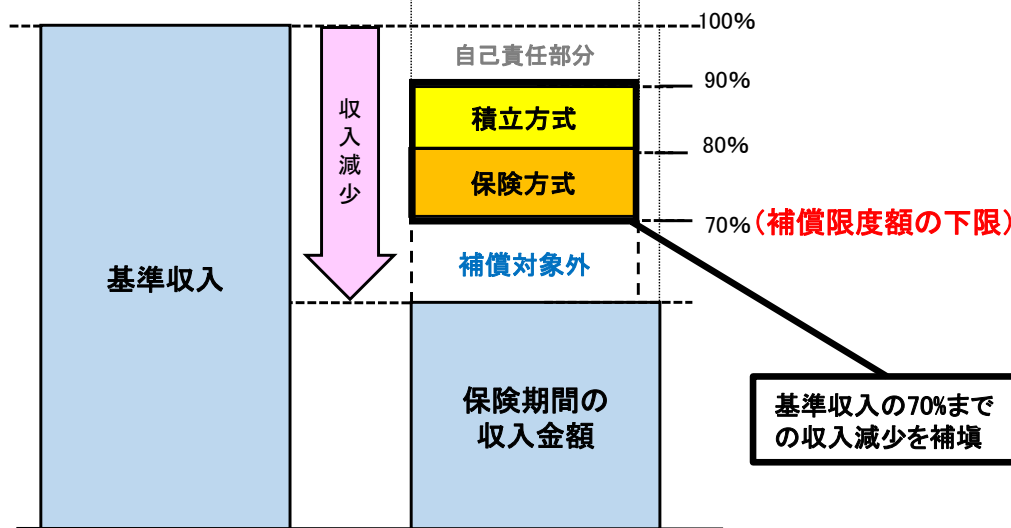
## <分割払いの柔軟化>

- ④ 保険料の支払いについて、分割払いの**時期・回数**を自由に選択できるよう措置（令和2年～）

## <その他>

- ⑤ 自然災害に備えるための補助事業の利用に当たり、収入保険への加入等の要件化（クロスコンプライアンス）を促進
- ⑥ 野菜価格安定制度について、収入保険と他のセーフティネット対策は選択制としているが、収入保険の加入から保険金の受け取りまでが含まれる**2年間の同時利用を可能に**（令和3年～）

## 【補償限度額の下限（基準収入の70%）を選択した場合】



(参考) 基準収入が1000万円の場合の保険料

- ・ 基本のタイプ : 8.5万円
- ・ 保険料の安いタイプ（補償限度額の下限70%） : 4.7万円 **約4割安**

## 【分割払いの方法】

- ・ 保険期間の開始前に頭金を支払い、保険期間の開始後8か月までの間において最大8回に分けて残金を支払い（最大9回）
- ・ この範囲内で、支払いの時期、回数、金額を自由に設定可能

## 【クロスコンプライアンスの例】

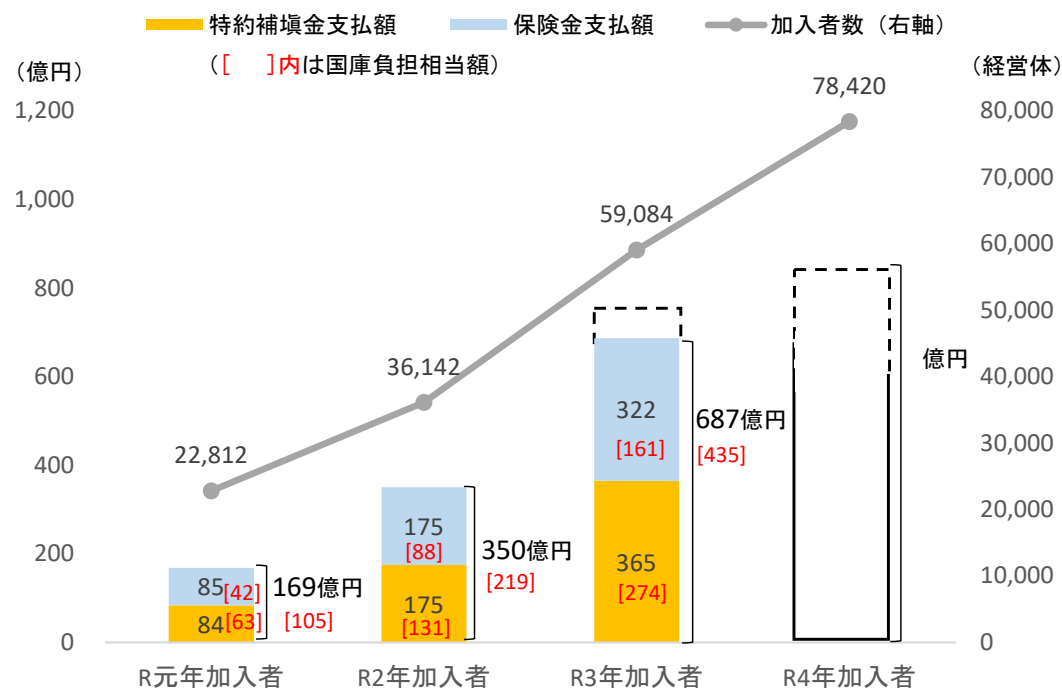
- ・ 自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、事業継続計画の策定やその実践に必要な取組等を支援する「園芸産地における事業継続強化対策」（令和2年度～）

# 収入保険（財政負担）

## （持続的な制度運営が課題）

- 収入保険については、加入者が増加する中で、高い事故率が継続しており、**保険金及び特約補填金の支払いが大幅に拡大**
- 保険金の支払いについては、中長期的に保険の収支が均衡するよう3年毎に保険料率を改定
- 特約補填金の支払いについては、保険の仕組みとは異なり、保険事故が発生すると国費が加入者の積立分の3倍出る仕組みになっており、**事故率の増加に伴い支払額が増加し、これにより国庫負担も増加**
- こうしたことも踏まえ、**厳しい財政事情の中、収入保険制度について、運用・制度設計の両面でどのように持続可能性の確保を図っていくかが課題**

【保険金及び特約補填金の支払額の推移】



(注) R4年9月末時点。国庫負担相当額は、保険金については1/2、特約補填金については3/4をそれぞれの支払額に乗じて算出

## その他のセーフティネット対策の実施状況

---

# 農業共済①

## (自然災害等による収量減少等を補填)

- 収穫共済（農作物共済、畑作物共済、果樹共済）は、自然災害等による損失を補填するため、個々の農業者の収穫量が平年の収穫量に比べ一定割合以上減少した場合に、共済金を支払い（共済掛金は農業者：国が1：1の割合で拠出）

損害評価については、損害評価員（組合員）の実測による現地評価（半相殺方式）と、出荷資料や帳簿のデータによる評価（全相殺方式など）の2つの方式が存在

- 園芸施設共済は、自然災害等により園芸施設（農業用ハウス等）が被害を受けた場合に、損害の程度に応じて共済金を支払い

## (加入者数は減少傾向)

- 加入者数について、収穫共済は、収入保険への移行等により、減少傾向にあり、令和3年は延べ94万経営体が加入

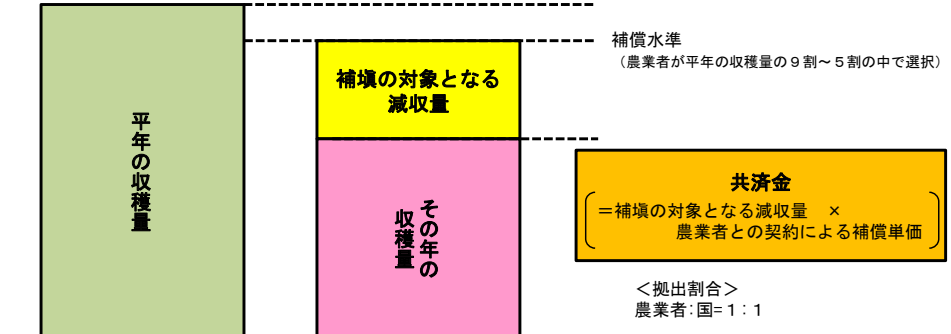
収入保険と機能が重複しない園芸施設共済は、近年の自然災害の頻発や制度の改善等を受けて、年々増加

## (支払状況)

- 共済金の支払いは、自然災害の発生の状況等によってばらつきがみられるところ

令和3年は、収穫共済では約0.5～4割の加入者に対して、園芸施設共済では約1割の加入者に対して、それぞれ共済金を支払い

## 【制度の概要】



※対象品目：米、麦、大豆、ばれいしょ、果樹等

## 【加入状況】

(経営体)

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農作物共済	1,276,134	987,619	919,332	850,325
畑作物共済	66,049	59,991	56,047	50,329
果樹共済	56,052	47,415	42,546	37,847
家畜共済	56,356	54,789	52,520	50,964
園芸施設共済	140,342	143,040	149,324	152,586
合計	1,594,933	1,292,854	1,219,769	1,142,051

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済は共済目的ごとの実経営体数の合計、家畜共済及び園芸施設共済は実経営体数

## 【共済金の支払状況】

(金額：億円)

	平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額
農作物共済	63,288 (5.0%)	228.4	63,970 (6.5%)	115.0	76,067 (8.3%)	110.0	37,281 (4.4%)	52.0
畑作物共済	25,592 (38.7%)	133.3	19,270 (32.1%)	74.8	15,981 (28.5%)	59.3	18,971 (37.7%)	85.3
果樹共済	11,239 (20.1%)	34.1	9,852 (20.8%)	35.7	9,275 (21.8%)	33.8	8,661 (22.9%)	29.7
家畜共済	51,812 (91.9%)	655.1	49,281 (89.9%)	697.6	48,053 (91.5%)	721.7	46,589 (91.4%)	714.0
園芸施設共済	23,671 (16.9%)	72.4	19,401 (13.6%)	80.3	18,098 (12.1%)	39.8	14,058 (9.2%)	26.5
合計	175,602	1,123.3	161,774	1,003.4	167,474	964.5	125,560	907.5

(注) ( ) は加入者数に対する割合

## (加入者のニーズに合わせた改善)

- 園芸施設共済について、収入保険と合わせて自然災害への備えをより強固にするという観点から、農業者が自らのニーズに合わせて加入しやすくなるよう、改善を実施

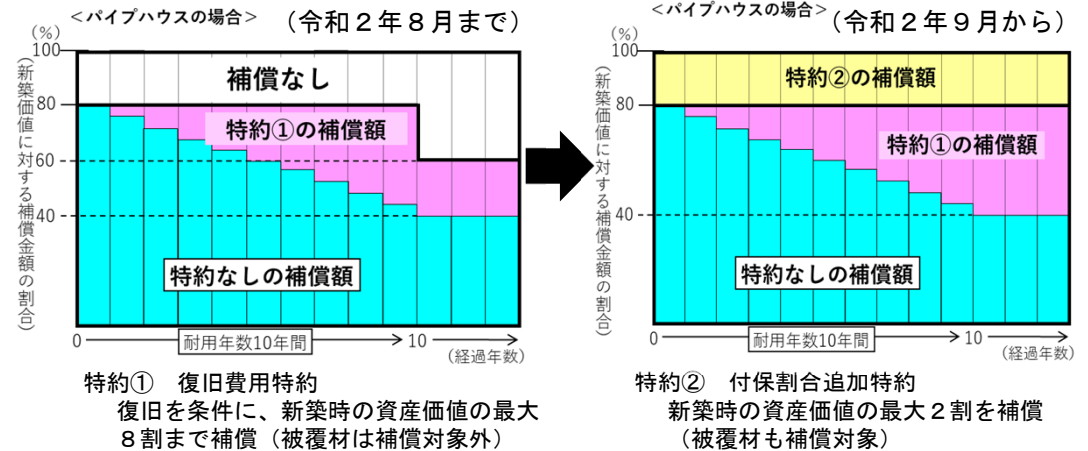
### <補償内容の充実>

- ① 補償の範囲について、
  - ・ 築年数にかかわらず、新築時の資産価値まで補償できる特約
  - ・ 被覆材の破れなどの小さな被害（1万円超（標準は3万円超））まで補償できる特約を導入（令和2年～）

### <共済掛金負担の軽減>

- ② 共済掛金について、以下の場合に割引を実施（令和元年～）
  - ・ 小規模な被害を補償範囲から除外する場合（43%～96%割引）
  - ・ パイプハウスの強度が一定以上である場合（15%割引）
  - ・ 生産部会等の集団単位で加入する場合（5%割引）

## 【築年数にかかわらず、新築時の資産価値まで補償できる特約】



## 【小規模な被害を補償範囲から除外した場合の割引】

補償範囲から除外する損害額	【標準】損害額3万円まで	損害額10万円まで	損害額20万円まで	損害額50万円まで	損害額100万円まで
共済掛金の割引率	—	43%	66%	88%	96%

(注) パイプハウス（19mm～25mm）、10a、割引率は全国平均で算定した場合



# 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

## （主要品目の収入減少を補填）

- 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、認定農業者等の担い手に対し、米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを対象に、収入減少がその農業経営に及ぼす影響を緩和するため、都道府県等地域単位の当年産の収入額が標準的な収入額を下回った場合に補填金を支払い（積立金は農業者：国が1：3の割合で拠出）

## （加入者数は減少傾向）

- 加入者数は、収入保険への移行等により、減少傾向にあり、令和4年産は6.0万経営体が加入

## （支払状況）

- 補填金の支払いは、米価の状況等によって変動がみられるところ  
令和3年産は、約8割の加入者に対して補填金を支払い

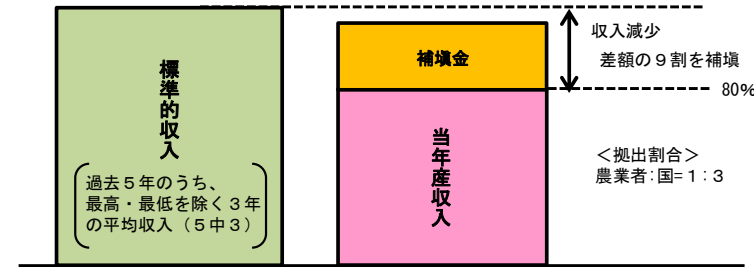
## （需要に応じた生産に向けた改善）

- 需要に応じた生産を後押しする観点から、出荷・販売予定に従って計画的に生産された主食用米を対象に限定。具体的には、農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等を補填対象に限定（令和4年産～）

## 【制度の概要】

〔都道府県等地域単位で算定〕

〔品目ごとの収入差額を合算相殺〕



※対象品目：米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

## 【加入状況】

（経営体）

	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産
加入者数	101,304	88,209	78,038	68,213	59,815

## 【補填金の支払状況】

（金額：億円）

	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産
経営体数	19,771 (19.5%)	4,829 (5.5%)	27,417 (35.1%)	52,699 (77.3%)
金額	68.9	3.6	49.2	397.3

（注）（ ）は加入者数に対する割合

# 野菜価格安定制度

## （主要野菜の価格下落を補填）

- 野菜価格安定制度は、主要な野菜を対象に、計画的な生産・出荷の確保を通じて価格の安定を図るとともに、価格低落の経営への影響を緩和するため、卸売市場価格を基にした平均販売価額が保証基準額を下回った場合に補給金を支払い（指定野菜事業にかかる積立金は農業者：都道府県：国が1：1：3の割合で拠出）

これと併せ、豊凶に伴う価格高騰時に出荷促進等、価格低落時に出荷抑制等を行う緊急需給調整事業を措置

## （交付予約数量は減少傾向）

- 補給の対象となる交付予約数量は、加入者の収入保険への移行等により、減少傾向にあり、令和3年度の交付予約数量は合計約300万トン

## （支払状況）

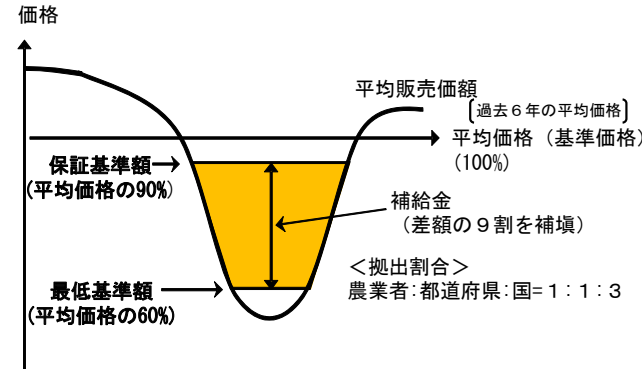
- 補給金の支払いは、近年、異常気象により豊作や不作の傾向が著しくなった結果、顕著な価格変動の発生により増加

令和3年度は、良好な天候により豊作が続き、価格が安値で推移したことから、約180億円を支払い

## （需給調整機能の強化のための改善）

- 近年の顕著な価格変動に対応するため、需給調整機能を強化するという観点から、改善を実施
  - ・ 供給計画に対する出荷実績の乖離度合いに応じた補給金の減額や追加交付措置を強化（令和2年度～）
  - ・ 供給過剰時の需給調整の実施を促すため、交付単価を引き上げるとともに、実施しなかった産地に対する補給金の減額措置を導入（令和3年度～）

## 【制度の概要】



指定野菜（14品目）  
キャベツ、きゅうり、さといも、だいこん、トマト、なす、にんじん、ねぎ、はくさい、ピーマン、レタス、たまねぎ、ばれいしょ、ほうれんそう

特定野菜（35品目）  
アスパラガス、いちご、えだまめ、かぶ、かぼちゃ、カリフラワー、かんしょ、グリーンピース、ごぼう、こまつな、さやいんげん、さやえんどう、しゆんぎく、しょうが、すいか、スイートコーン、セルリー、そらまめ、ちんげんさい、生しいたけ、にら、にんにく、ふき、ブロッコリー、みずな、みつば、メロン、やまのいも、れんこん、ししとうがらし、わけぎ、らっきょう、にがうり、オクラ、みょうが

## 【加入状況】

（経営体）

	令和元年度
加入者数	169,616

（注）加入者数は、延べ人数

## 【交付予約数量】

（トン）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定野菜事業	2,821,243	2,773,939	2,714,398	2,652,652
特定野菜等事業	362,058	343,557	327,221	312,077

## 【補給金の支払状況】

（金額：億円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定野菜事業	157.1 (13.7%)	193.0 (16.9%)	187.3 (16.6%)	159.9 (14.3%)
特定野菜等事業	10.2 (4.8%)	15.7 (7.8%)	13.2 (7.0%)	16.6 (8.9%)

（注1）（ ）は交付率（資金造成額等に対する交付額の割合）

（注2）事業年度（対象出荷期間の開始から同期間の支払いが終了するまでの間）で計算した金額

# 農業保険法施行後 4 年を迎えた収入保険等の状況と課題

---

---

# 農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の状況と課題①

## （収入保険等の状況）

- 制度開始からこれまでの収入保険の実施状況を見ると、品目の枠にとらわれずに、農業者の経営努力では避けられないあらゆるリスクに対する総合的な補償であることが評価され、農業者に選択されて、生産現場に徐々に浸透しつつあるところ  
 他のセーフティネット対策に加入していた農業者で、収入保険に移行したものも多く存在
- このような特長を持つ収入保険は、本来、セーフティネットの基本として据えることが相応しいものと考えられるが、加入申込みから保険金支払いまでのサイクルがようやく3巡した状況であるとともに、他のセーフティネット対策も、収入保険への移行により加入者数を減らしてきているものの一定数の加入者があり、それぞれに所要の改善を図りながら機能を発揮している状況

## 【収入保険への移行状況】

		(経営体)	
		移行者数	他のセーフティネット対策の加入者数
農業共済	農作物共済	43,073	829,629
	畑作物共済	7,497	33,809
	果樹共済	9,293	29,298
ナラシ対策		22,268	59,815
野菜価格安定制度		9,623	169,616

(注1) 移行者数は、収入保険の開始以降、他のセーフティネット対策から収入保険へ移行した者の累計(令和4年9月末現在)

(注2) 他のセーフティネット対策の加入者数

農業共済	: 令和3年の加入者数の実数
ナラシ対策	: 令和4年産の加入者数の実数
野菜価格安定制度	: 令和元年度の加入者数の延べ人数

## (課題)

- こうしたことから、収入保険と他のセーフティネット対策については、当面は、それぞれの制度の機能、役割を適切に発揮し、加入者がそれぞれのニーズに応じていずれかの制度に加入できるようにする必要がある。この場合、各対策についてそれぞれ以下のような課題が存在

### (1) 収入保険

- ・ 甚大な災害の被災による影響の緩和
- ・ 収入保険への早期加入
- ・ 加入者の積立金の負担軽減

### (2) その他のセーフティネット対策

#### <農業共済>

- ・ 加入者の利便性向上や現地評価の負担軽減、園芸施設共済等の更なる加入推進

#### <収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）>

- ・ 本対策の要件付け（計画的に生産された主食用米を対象を限定）を含めた、主食用米の需要に応じた生産・販売の推進

#### <野菜価格安定制度>

- ・ 低落した野菜価格を補填する機能と併せ持った需給調整機能の実効性の確保
- ・ 令和5年における収入保険と野菜価格安定制度の同時利用の取扱い

# 農業保険法施行後 4 年を迎えた収入保険等の取組方向

---

# 農業保険法施行後4年を迎えた収入保険等の取組方向①

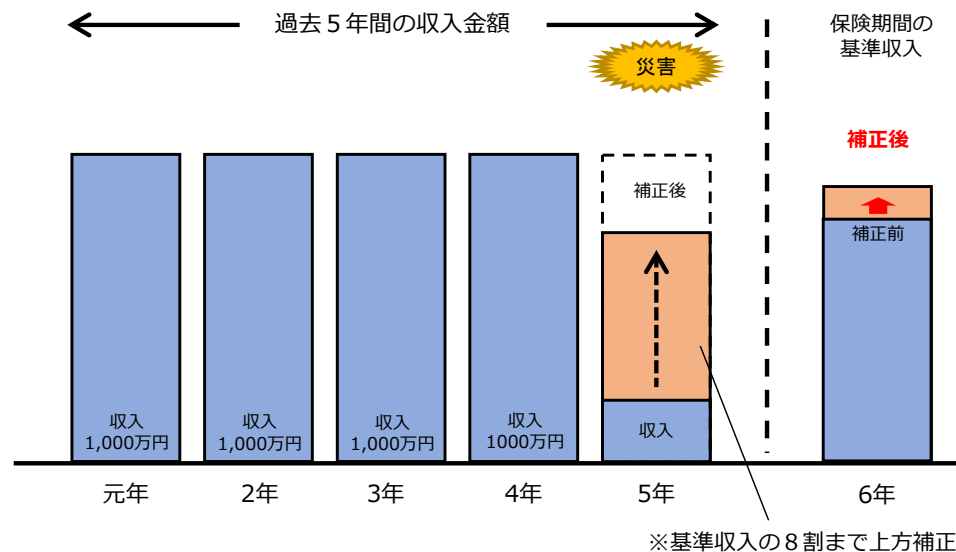
## (取組方向)

○ 収入保険等についてそれぞれ以下の取組を進める。

(1) 収入保険については、保険制度として持続的な制度運営を図る観点も踏まえ、以下の取組について、令和6年加入者から実施できるよう検討を進める。

① 災害が激甚化・頻発化する中で、安心して営農が継続できるよう、甚大な気象災害の被害を受けた者について、被害年の収入金額について翌年の基準収入算定の際に補正する特例の検討

### 【災害特例のイメージ】

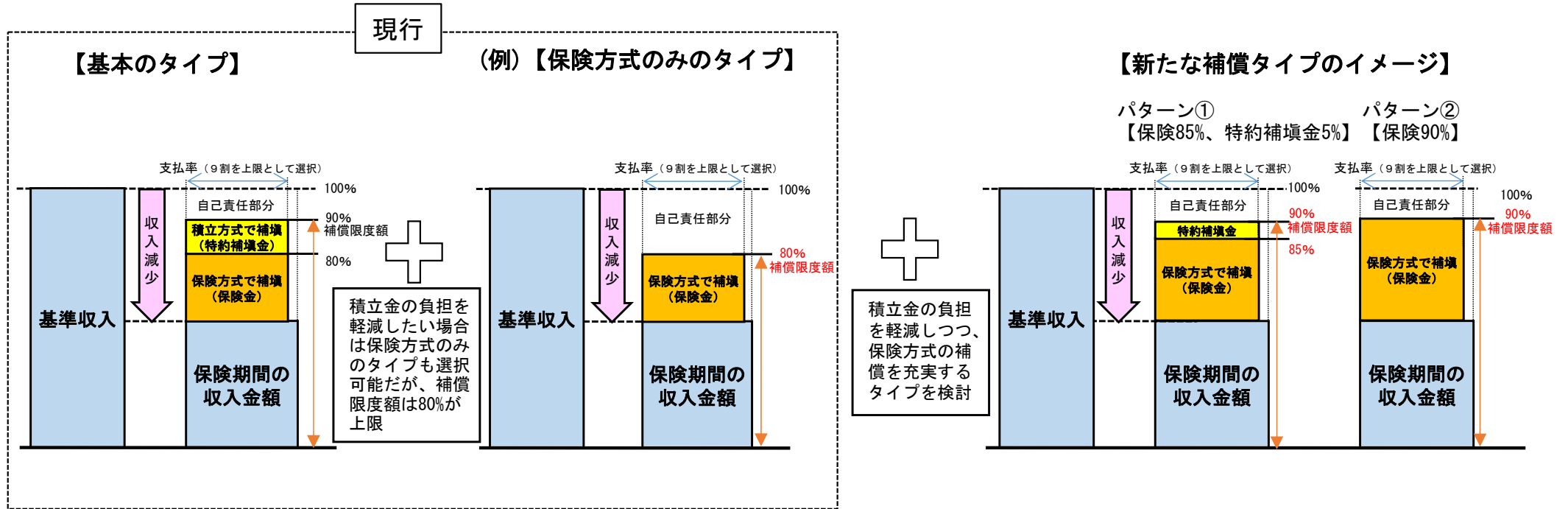


② 青色申告への切り替えを促進する観点から、これまでの2年の青色申告実績を短縮し、加入申請年1年分のみの青色申告実績（1中1）での加入の検討

# 農業保険法施行後 4 年を迎えた収入保険等の取組方向②

## (取組方向 (収入保険の続き))

③ 加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプの検討





## (取組方向 (続き))

- (2) 農業共済については、加入者の利便性向上や現地評価の負担軽減、園芸施設共済等の更なる加入推進を図る。
- (3) 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）については、本対策の要件付け（計画的に生産された主食用米を対象を限定）を含めた、主食用米の需要に応じた生産・販売の推進を図る。
- (4) 野菜価格安定制度については、低落した野菜価格を補填する機能と併せ持った需給調整機能の実効性の確保を図る。  
なお、収入保険との同時利用の効果を検証するため、令和3年から同時利用を実施している者について、同時利用の期間を1年間延長する（令和4年以降の収入保険新規加入者については、引き続き、2年間の同時利用が可能）。

## 參考資料

# ○ 収入保険の加入・支払の推移

## 【加入の推移】

(経営体)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
加入者数	22,812	36,142	59,084	78,420

(注) 令和4年9月末時点

## 【品目別の加入状況】

(経営体)

	米	麦類	豆類	いも類	野菜	果樹	花き	そば	茶	さとうきび	その他
加入者数	49,679	8,996	8,631	3,214	37,314	18,670	5,528	3,531	1,713	377	9,368

(注1) 品目ごとの延べ経営体数

(注2) 令和4年9月末時点

## 【支払の推移】

(金額：億円)

	令和元年		令和2年		令和3年	
	経営体数	金額	経営体数	金額	経営体数	金額
保険金等	6,879 (30.2%)	168.6 [105]	13,616 (37.7%)	350.3 [219]	29,949 (50.7%)	687.0 [435]
保険金	3,864 (16.9%)	84.9 [42]	7,727 (21.4%)	175.3 [88]	18,700 (31.6%)	322.2 [161]
特約 補填金	6,763 (30.4%)	83.7 [63]	13,445 (38.0%)	175.0 [131]	29,664 (51.1%)	364.8 [274]

(注1) 令和4年9月末時点

(注2) 経営体数の( )は加入者数に対する割合

(注3) 金額の[ ]は国庫負担相当額 保険金については1/2、特約補填金については3/4をそれぞれの支払額に乗じて算出

# ○ 農業共済の加入・支払の推移

## 【加入の推移】

(千経営体)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農作物共済	2,270	2,210	2,139	2,064	1,936	1,851	1,802	1,744	1,700	1,654	1,590	1,537	1,497	1,421	1,350	1,276	988	919	850
畑作物共済	110	97	94	90	85	84	82	82	83	82	80	78	75	71	69	66	60	56	50
果樹共済	98	95	93	90	88	86	79	76	72	70	67	65	64	61	60	56	47	43	38
家畜共済	190	149	137	128	121	113	104	97	92	85	79	75	65	63	61	56	55	53	51
園芸施設共済	245	248	252	249	243	235	230	226	220	220	216	222	208	199	144	140	143	149	153
合計	2,913	2,800	2,713	2,620	2,473	2,368	2,296	2,224	2,167	2,110	2,033	1,978	1,909	1,815	1,683	1,595	1,293	1,220	1,142

(注1) 農作物共済、畑作物共済及び果樹共済は共済目的ごとの実経営体数の合計、家畜共済及び園芸施設共済は実経営体数(家畜共済のH29以前は乳用牛等、肉用牛等、馬、種豚、肉豚ごとの実経営体数の合計、園芸施設共済のH28以前は施設区分ごと共済責任期間等ごとの合計)

(注2) 令和4年8月時点

## 【支払の推移】

(億円)

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
農作物共済	1,056.6 [528.3]	388.0 [194.0]	102.6 [51.3]	296.3 [148.2]	94.7 [47.4]	57.5 [28.8]	276.8 [138.4]	299.7 [149.9]	233.0 [116.5]	126.0 [63.0]	143.5 [71.8]	92.6 [46.3]	81.4 [40.7]	205.4 [102.7]	104.2 [52.1]	228.4 [114.2]	115.0 [57.5]	110.0 [55.0]	52.0 [26.0]
畑作物共済	83.1 [41.6]	86.1 [43.1]	28.4 [14.2]	67.1 [33.6]	41.5 [20.8]	32.1 [16.1]	98.8 [49.4]	175.8 [87.9]	156.4 [78.2]	81.6 [40.8]	107.8 [53.9]	68.8 [34.4]	52.2 [26.1]	183.2 [91.6]	44.0 [22.0]	133.3 [66.7]	74.8 [37.4]	59.3 [29.7]	85.3 [42.7]
果樹共済	71.7 [35.9]	99.5 [49.8]	33.3 [16.7]	50.5 [25.3]	38.7 [19.4]	30.7 [15.4]	43.0 [21.5]	48.2 [24.1]	36.7 [18.4]	33.3 [16.7]	41.2 [20.6]	30.0 [15.0]	49.8 [24.9]	35.1 [17.6]	39.1 [19.6]	34.1 [17.1]	35.7 [17.9]	33.8 [16.9]	29.7 [14.9]
家畜共済	626.1 [313.1]	634.8 [317.4]	637.2 [318.6]	639.8 [319.9]	634.1 [317.1]	630.8 [315.4]	605.3 [302.7]	600.5 [300.3]	569.8 [284.9]	557.0 [278.5]	539.8 [269.9]	528.5 [264.3]	554.7 [277.4]	582.3 [291.2]	618.2 [309.1]	655.1 [327.6]	697.6 [348.8]	721.7 [360.9]	714.0 [357.0]
園芸施設共済	33.1 [16.6]	144.3 [72.2]	38.4 [19.2]	36.5 [18.3]	26.8 [13.4]	20.6 [10.3]	33.5 [16.8]	32.0 [16.0]	30.2 [15.1]	36.6 [18.3]	92.0 [46.0]	20.5 [10.3]	33.3 [16.7]	31.9 [16.0]	41.6 [20.8]	72.4 [36.2]	80.3 [40.2]	39.8 [19.9]	26.5 [13.3]
合計	1,870.7 [935.4]	1,352.7 [676.4]	839.9 [420.0]	1,090.3 [545.2]	835.8 [417.9]	771.7 [385.9]	1,057.5 [528.8]	1,156.3 [578.2]	1,026.1 [513.1]	834.5 [417.3]	924.3 [462.2]	740.4 [370.2]	771.3 [385.7]	1,037.9 [519.0]	847.2 [423.6]	1,123.3 [561.7]	1,003.4 [501.7]	964.5 [482.3]	907.5 [453.8]

(注) [ ]はうち国庫負担額相当額として、主な掛金国庫負担割合である1/2を支払額に乗じて算出

# ○ 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）の加入・支払の推移

## 【加入の推移】

（経営体）

	平成23年産	平成24年産	平成25年産	平成26年産	平成27年産	平成28年産	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産	令和4年産
加入者数	74,998	70,878	67,713	70,573	112,089	109,533	105,884	101,304	88,209	78,038	68,213	59,815

## 【支払の推移】

（金額：億円）

	平成23年産	平成24年産	平成25年産	平成26年産	平成27年産	平成28年産	平成29年産	平成30年産	令和元年産	令和2年産	令和3年産
経営体数	5,043 (6.7%)	1,234 (1.7%)	31,876 (47.1%)	58,375 (82.7%)	93,891 (83.8%)	57,064 (52.1%)	18,737 (17.7%)	19,771 (19.5%)	4,829 (5.5%)	27,417 (35.1%)	52,699 (77.3%)
金額	6.7 [5.0]	1.9 [1.4]	46.5 [34.9]	516.4 [387.0]	332.3 [249.2]	178.7 [134.0]	54.4 [40.8]	68.9 [51.7]	3.6 [2.7]	49.2 [36.9]	397.3 [298.0]

（注）経営体数の（ ）は加入者数に対する割合、金額の[ ]はうち国庫負担額

# ○ 野菜価格安定制度の加入・支払の推移（指定野菜事業及び特定野菜等事業）

## 【加入の推移】

（数量：トン）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定産地数	939	928	924	923	930	926	905	899	896	892	891	890
対象産地数	—	—	1,046	1,046	1,041	1,029	1,004	981	975	961	947	912
指定野菜事業 交付予約数量	2,687,293	2,716,651	2,770,099	2,771,861	2,793,547	2,816,922	2,824,515	2,823,312	2,821,243	2,773,939	2,714,398	2,652,652
特定野菜等事業 交付予約数量	400,183	397,951	389,772	387,138	378,440	370,881	366,011	364,006	362,058	343,557	327,221	312,077

## 【支払の推移】

（金額：億円）

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
指定野菜事業	90.3 [54.8]	98.1 [60.1]	158.6 [97.3]	77.7 [47.2]	88.1 [53.9]	96.0 [60.1]	66.1 [40.5]	117.2 [71.6]	157.1 [96.3]	193.0 [119.3]	187.3 [115.3]	159.9 [97.6]
特定野菜等事業	14.5 [5.5]	15.9 [6.5]	19.6 [8.1]	12.3 [5.1]	15.7 [7.0]	12.0 [5.5]	6.0 [2.6]	8.7 [3.7]	10.2 [4.7]	15.7 [6.7]	13.2 [5.9]	16.6 [7.4]

（注1）[ ]はうち国庫負担額

（注2）事業年度（対象出荷期間の開始から同期間の支払いが終了するまでの間）で計算した金額